

第2回延岡市農業委員会会議録

(令和2年8月28日)

1. 開催日時 令和2年8月28日(金) 午前9時30分から
2. 開催場所 本庁舎 2階 講堂
3. 出席委員 19名

出席委員

番号	氏名	番号	氏名	番号	氏名
1	甲斐壽徳	2	井本みつよ	3	松田宗史
4	牧野博文	5	緒方武彦	6	林早苗
7	松田純二	8	大戸孝一	9	高橋正二
10	安藤重徳	11	矢野光一	12	星川千鶴代
13	貫藍	14	松下康廣	15	菊池光雄
16	花畑志良一	17	片伯部芳徳	18	原田博史
19	佐藤純子				

4. 欠席委員 0名

5. 出席 農地利用最適化推進委員 19名

出席委員

番号	氏名	番号	氏名	番号	氏名
1	甲斐幸元	2	吉田嘉	3	久富喜良
4	梅田稔夫	5		6	
7	山田博敏	8	松田成歳	9	酒井渡
10	甲斐秀雄	11		12	甲斐安太郎
13	高橋利喜哉	14	甲斐正太郎	15	甲斐詳三
16	木村俊一	17		18	松原学
19	小野厚文	20	矢野政治	21	赤木常信
22	黒田五司	23	甲斐信良		

6. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

- 第2 議案第 7 号 農地法第3条 使用貸借権の設定について
 議案第 8 号 農地法第3条 賃借権の設定について
 議案第 9 号 農地法第3条 所有権の移転について
 議案第 10号 農用地利用集積計画の決定について (利用権・中間管理機構)
 議案第 11号 農地法第5条の許可申請について
 議案第 12号 非農地証明願いについて

- 報告第 5 号 農地法第5条の届出について
 報告第 6 号 農地法第18条第6項の通知について
 報告第 7 号 農地法第3条の3第1項の届出について
 報告第 8 号 農用地利用集積計画の変更について (利用権・中間管理機構)

- 協議第 2 号 農用地利用配分計画 (案) について
 協議第 3 号 延岡市農業委員会に関する検討委員会の委員の選任について

その他

7. 農業委員会事務局等職員

役 職	氏 名	役 職	氏 名	役 職	氏 名
局 長	楠 生 修	局長補佐兼 農地係長	甲 斐 啓 二	農政係長	竹 内 祐 子
主任主事	永 友 孝 生	主 事	永 倉 由 貴	嘱託職員	中 田 慎 弓
総合農政課 主任主事	鈴 木 豊 光	北方産業建設課 主 査	堀 川 裕 貴	北浦産業建設課 専門主事	工 藤 博 一
北川産業建設課 副主幹兼 農林係長	赤 木 利 克				

8. 会議の概要

議長	<p>皆さん、おはようございます。 (議長あいさつ省略) それでは、ただ今から第2回 延岡市定例農業委員会を開催致します。まず始めに事務局より出席確認の報告をお願い致します。</p>
事務局	<p>はい。本日は委員総数 19 名中 19 名の出席でございます。 よって、農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項並びに延岡市農業委員会規則第 11 条の規定による過半数に達していますので、本会が有効に成立していることを報告致します。</p>
議長	<p>本日の議事録署名委員は、委員番号 3 番、松田宗史委員と委員番号 18 番、原田博史委員のお二人をお願いしたいと思います。 本日の予定ですが、議案第 7 号 農地法第 3 条使用貸借権の設定についてから議案第 12 号 非農地証明願いについてまで、議案 6 件、報告案件 4 件、また、本日、「延岡市農業委員会に関する検討委員会の委員の選任について」が追加となっており、協議案件が 2 件となっています。議案書の確認をお願い致します。 それでは、議案の審議に入ります。 議案第 7 号 農地法第 3 条使用貸借権の設定について提案致します。なお、整理番号 13 番につきましては、委員番号 16 番、花畑志良一委員と関連がございますので、退席後の審議となります。 それでは、整理番号 1 番から 3 番について、委員番号 9 番、高橋正二委員より説明をお願い致します。</p>
高橋委員	<p>おはようございます。委員番号 9 番の高橋です。整理番号 1 番から 3 番についてご説明致します。 まず、整理番号 1 番についてです。農地の所在は石田町で、畑が 9 筆の合計 2,191 m²です。貸人は石田町の方で、借人も石田町の方です。契約期間は 5 年間で、借人の経営状況は 25,756 m²。労力人は 1 人で、申請理由は経営規模拡大となっております。 8 月 24 日に、私、甲斐 (安) 推進委員、借人で現地調査を行いました。敷地の境界等明確で、既に耕作している状態でした。地域との調和要件等問題無く、許可相当と判断しました。 引き続き、整理番号 2 番と 3 番です。農地の所在等は整理番号 2 番が、下伊形町で畑 1 筆の 294 m²。整理番号 3 番も同じく下伊形町で畑 2 筆の合計 588 m²です。整理番号 2 番、3 番の借人は同じ方で、下伊形町の方になります。ともに契約期間は 10 年間です。 8 月 24 日に私、高橋 (利) 推進委員、借人で現地調査を行いました。現地はきちんと耕作されており、地域との調和要件についても問題無いと判断しました。 以上、3 件につきまして、皆様のご審議をよろしくお願い致します。</p>
議長	<p>次に、整理番号 4 番から 6 番について、委員番号 15 番、菊池光雄委員より説明をお願い致します。</p>
菊池委員	<p>皆様おはようございます。委員番号 15 番の菊池です。整理番号 4 番、5 番、6 番についてご説明致します。 まず、整理番号 4 番、5 番についてです。整理番号 4 番については、北方町笠下地区の畑 1 筆、729 m²です。貸人、借人につきましては、ともに北方町笠下地区在住の方です。整理番号 5 番については、北方町笠下地区の畑 1 筆、1527 m²です。貸人は</p>

	<p>北方町角田地区在住の方で、借人は整理番号4番と同一人物です。申請理由と致しましては、経営規模拡大とのことです。</p> <p>8月24日に、甲斐（正）推進委員、借人立会いの下、現地調査を行いました。地域との調和要件については問題ありません。今回の申請地については、借人が長年耕作しておりまして、良く手入れされておりました。</p> <p>次に整理番号6番です。所在は北方町笠下地区の畑1筆、1,410㎡。貸人は北方町笠下地区の方で、借人は北方町蔵田地区の法人です。申請理由は経営規模拡大となります。</p> <p>こちらの案件につきましても8月24日に、甲斐（正）推進委員、借人立会いの下、現地調査を行いました。この土地につきましても知人からの紹介とのことで、権利設定後はショウガやイモを作付けする予定とのことです。特に問題無いと思います。</p> <p>以上、3件につきまして、ご審議をよろしくお願い致します。</p>
議 長	<p>次に、整理番号7番から12番について、委員番号16番、花畑志良一委員より説明をお願い致します。</p>
花畑委員	<p>委員番号16番の花畑です。整理番号7番から整理番号12番について、ご説明させていただきます。</p> <p>整理番号7番から10番については、先ほど菊池委員が説明した、整理番号6番と借人が同じで、北方町蔵田地区の法人となっています。</p> <p>整理番号7番については、北方町蔵田地区の畑3筆、合計2,188㎡で、貸人は北方町蔵田地区の方です。</p> <p>整理番号8番については、北方町蔵田地区の畑1筆、1,116㎡です。貸人は北方町蔵田地区の方です。</p> <p>整理番号9番については、北方町蔵田地区の畑1筆、484㎡です。貸人は北方町蔵田地区の方です。</p> <p>整理番号10番については、北方町早日渡地区の畑1筆、3,871㎡です。貸人は北方町美々地地区の方です。</p> <p>こちら4件につきましても、前述しましたが、北方町蔵田地区の法人が全て借人となっております。申請理由は経営規模拡大という事で、8月22日に私、木村推進委員、甲斐（詳）推進委員で現地調査を行いました。現地は露地野菜が作付けされており、何も問題無いと判断しました。</p> <p>引き続き、整理番号11番についてです。農地の所在は北方町上崎地区で、畑1筆の160㎡です。貸人は北方町上崎地区の方で、借人も同じく、北方町上崎地区の方です。借人の経営状況は、11,787㎡で、労力人は3人です。こちらの案件につきましても何も問題無いと判断しております。</p> <p>最後になりますが、整理番号12番についてです。農地の所在は北方町上崎地区で、畑1筆の564㎡です。貸人は埼玉県在住の方で、借人は北方町上崎地区の方です。今回の申請地は借人がこれまでもミカンの栽培をしておりました。現地を確認し、何も問題無いと判断しております。</p> <p>以上、6件につきまして皆様方のご審議をよろしくお願い致します。</p>
議 長	<p>次に、判断根拠の説明を事務局よりお願い致します。</p>
事 務 局	<p>はい。それでは事務局より判断根拠をご説明致します。配布しています農地法第3条調査書の1ページから12ページをご覧ください。調査書の農地法第3条第2項第1号から第6号までは事前に事務局の方で調査済みで問題ありませんでした。</p> <p>また、第7号につきましても、ただ今、各委員から現地調査の結果報告がありまし</p>

	<p>たが、地域との調和要件など問題無いとの事なので、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。以上でございます。</p>
議 長	<p>ただ今、説明が終わりました。ここで審議をお願い致します。何かご意見、ご質問はございませんか。</p> <p>何かございませんか。</p>
委 員	<p>異議なし。</p>
議 長	<p>異議なしという事なので採決に入ります。承認される方は挙手をお願い致します。</p>
委 員	<p>(挙手)</p>
議 長	<p>ありがとうございます。全員一致でございますので、承認致します。</p> <p>続きまして、整理番号 13 番について審議致します。花畑委員は退席をお願いします。</p> <p>(花畑委員退席)</p> <p>それでは、整理番号 13 番について、木村俊一農地利用最適化推進委員より説明をお願いします。</p>
木 村 推 進 委 員	<p>推進委員の木村です。整理番号 13 番についてご説明致します。農地の所在は北方町川水流地区で、畑 1 筆の 469 ㎡です。貸人は北方町川水流地区の方で、借人も同じく北方町川水流地区の方です。3年間の使用貸借権の設定ということで今回申請が挙がっております。</p> <p>8月22日に現地調査を行いました。借人が以前より耕作していたとのことで、敷地境界や、周辺農地との調和につきましても何ら問題無いと判断しました。皆様のご審議をお願い致します。</p>
議 長	<p>次に、判断根拠の説明を事務局よりお願い致します。</p>
事 務 局	<p>はい。それでは事務局より判断根拠をご説明致します。配布しています農地法第3条調査書の13ページをご覧ください。調査書の農地法第3条第2項第1号から第6号までは事前に事務局の方で調査済みで問題ありませんでした。</p> <p>また、第7号につきましては、ただ今、木村推進委員から現地調査の結果報告がありましたが、地域との調和要件など問題無いとの事なので、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。以上でございます。</p>
議 長	<p>ただ今、説明が終わりました。ここで審議をお願い致します。何かご意見、ご質問はございませんか。</p> <p>何かございませんか。</p>
委 員	<p>異議なし。</p>
議 長	<p>異議なしという事なので採決に入ります。承認される方は挙手をお願い致します。</p>

委員	(挙手)
議長	<p>ありがとうございます。全員一致でございますので、承認致します。花畑委員の入室をお願いします。</p> <p>(花畑委員入室)</p> <p>続きまして、議案第8号 農地法第3条賃借権の設定について提案致します。なお、整理番号11番、12番につきましては、委員番号16番、花畑志良一委員と関連がございますので、退席後の審議となります。</p> <p>それでは、整理番号1番につきまして、委員番号5番、緒方武彦委員より説明をお願い致します。</p>
緒方委員	<p>委員番号5番の緒方です。整理番号1番についてご説明致します。農地の所在は北方町二股地区で、畑1筆の492㎡です。貸人、借人共に北方町二股地区の方で、借人の経営状況は7,857㎡で、労力人は5人。申請理由は、経営規模拡大です。</p> <p>8月23日に、甲斐(詳)推進委員、借人と私で現地調査を行いました。この土地は昨年より借人の方が耕作しておりました。地域との調和要件についても何ら問題ありませんでしたので、皆様のご審議をよろしく申し上げます。</p>
議長	次に、整理番号2番から6番について、委員番号7番、松田純二委員より説明をお願い致します。
松田委員	<p>委員番号7番の松田です。整理番号2番から6番につきましては借人が同一人物のため、まとめてご説明させていただきます。</p> <p>農地の所在は祝子町で5名の貸人から計5筆、3,552㎡を祝子町の方へ5年間、賃借権の設定を行うという案件になっています。</p> <p>今回の申請地につきましては、数年前から借人が耕作していたとのことで、今回、正式に農地法上の権利設定を行うこととなった様です。</p> <p>8月24日に遠田推進委員、私、借人で現地調査を行いました。申請地はきれいに耕作されており、地域との調和要件など、何ら問題無いと判断したところです。皆様のご審議をよろしくお願い致します。</p>
議長	次に、整理番号7番について、委員番号8番、大戸孝一委員より説明をお願い致します。
大戸委員	<p>委員番号8番の大戸です。整理番号7番についてご説明させていただきます。農地の所在は北浦町古江の地下地区で畑4筆の14,145㎡です。貸人、借人ともに北浦町古江の方です。契約期間は3年間となっています。労力人は2人で、農地法上の申請は初めてとのことですが、これまでもお茶の栽培をしていました。</p> <p>8月23日に松原推進委員、借人、私で現地調査を行いました。申請地でもお茶の栽培を行うとのことで、地域との調和要件など、何も問題無いと思われれます。皆様のご審議をお願い致します。</p>
議長	次に、整理番号8番について、委員番号15番、菊池光雄委員より説明をお願い致します。

菊池委員	<p>委員番号 15 番の菊池です。整理番号 8 番についてご説明致します。農地の所在は北方町笠下地区で、田 1 筆の 536 m²です。貸人、借人共に北方町笠下地区在住の方で、10 年間の賃借権の設定ということで今回申請となっております。</p> <p>8 月 24 日に甲斐（正）推進委員、借人、私で現地調査を実施しました。今回の申請地につきましては、以前より借人が耕作しておりましたが、契約期間を満了していたことが判明したため、今回改めて賃借契約を行うこととなった様です。地域との調和要件につきましては、何も問題無いと判断しました。皆様のご審議をお願い致します。</p>
議 長	<p>次に、整理番号 9 番から 10 番について、委員番号 16 番、花畑志良一委員より説明をお願い致します。</p>
花畑委員	<p>委員番号 16 番の花畑です。整理番号 9 番、10 番につきましては、借人が同一人物のため、併せてご説明致します。農地の所在は北方町川水流地区で、整理番号 9 番につきましては、北方町上崎地区の畑が 2 筆で、2,209 m²です。整理番号 10 番につきましては、北方町上崎地区の畑が 1 筆の 849 m²です。貸人はお二方共北方町川水流地区の方で、借人も同じく北方町川水流地区の方です。</p> <p>借人、木村推進委員、私で現地調査を行いまして、地域との調和要件につきましては、何も問題ありませんでした。皆様のご審議をお願い致します。</p>
議 長	<p>次に、判断根拠の説明を事務局よりお願い致します。</p>
事 務 局	<p>はい。それでは事務局より判断根拠をご説明致します。配布しています農地法第 3 条調査書の 14 ページから 23 ページをご覧ください。調査書の農地法第 3 条第 2 項第 1 号から第 6 号までは事前に事務局の方で調査済みで問題ありませんでした。</p> <p>また、第 7 号につきましては、ただ今、各委員から現地調査の結果報告がありましたが、地域との調和要件など問題無いとの事なので、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。以上でございます。</p>
議 長	<p>ただ今、説明が終わりました。ここで審議をお願い致します。何かご意見、ご質問はございませんか。</p>
委 員	<p>異議なし。</p>
義 長	<p>異議なしという事なので採決に入ります。承認される方は挙手をお願い致します。</p>
委 員	<p>(挙手)</p>
議 長	<p>ありがとうございます。全員一致でございますので、承認致します。</p> <p>続きまして、整理番号 11 番及び 12 番について審議致します。花畑委員は退席をお願いします。</p> <p>(花畑委員退席)</p>
木 村	<p>それでは、整理番号 11 番及び 12 番について、木村俊一農地利用最適化推進委員より説明をお願いします。</p> <p>推進委員の木村です。整理番号 11 番、12 番につきまして、併せてご説明致します。</p>

推進委員	<p>所在は北方町川水流地区で、畑2筆の合計2,950㎡です。お二人の貸人から、北方町蔵田地区の方へ賃借権を設定するという案件になっております。申請理由は経営規模拡大ということです。</p> <p>8月22日に現地調査を実施しました。今回の申請地につきましては、以前より借人が耕作しており、地域との調和要件につきましては何も問題ありませんでした。皆様のご審議をよろしくお願い致します。</p>
議長	次に、判断根拠の説明を事務局よりお願い致します。
事務局	<p>はい。それでは事務局より判断根拠をご説明致します。配布しています農地法第3条調査書の24ページから25ページをご覧下さい。調査書の農地法第3条第2項第1号から第6号までは事前に事務局の方で調査済みで問題ありませんでした。</p> <p>また、第7号につきましては、ただ今、木村推進委員から現地調査の結果報告がありましたが、地域との調和要件など問題無いとの事なので、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。以上でございます。</p>
議長	ただ今、説明が終わりました。ここで審議をお願い致します。何かご意見、ご質問はございませんか。
委員	異議なし。
議長	異議なしという事なので採決に入ります。承認される方は挙手をお願い致します。
委員	(挙手)
議長	<p>ありがとうございます。全員一致でございますので、承認致します。花畑委員の入室をお願いします。</p> <p>(花畑委員入室)</p>
高橋委員	<p>続きまして、議案第9号 農地法第3条所有権の移転について提案致します。整理番号1番につきまして、委員番号9番、高橋正二委員より説明をお願い致します。</p> <p>委員番号9番の高橋です。整理番号1番についてご説明致します。農地の所在は伊形町で田1筆の448㎡です。譲渡人、譲受人共に伊形町の方で、譲受人の経営状況は4,385㎡で労力人は1人です。今回、経営規模拡大との事での申請となっております。</p> <p>8月24日に、譲受人、甲斐(安)推進委員、私で現地調査を実施しました。今回の申請地の隣接地を譲受人が耕作しており、きれいに耕作されておりました。また、譲受人は農業に対して大変真面目に取り組まれている方であり、地域との調和要件についても問題無いと判断しました。皆様のご審議をよろしくお願い致します。</p>
議長	次に、整理番号2番について、委員番号16番、花畑志良一委員より説明をお願い致します。
花畑委員	<p>委員番号16番の花畑です。整理番号2番について説明致します。この案件は、空き家に附属した農地として挙がっております。</p> <p>農地の所在は、北方町上崎地区で、畑2筆の合計1,277㎡です。譲渡人は、宮崎市の方で、譲受人は日向市の方です。</p>

議 長	<p>8月22日に、木村推進委員と共に、譲受人並びに譲渡人の話を聞く事が出来ました。特に問題無いと判断しましたので、皆様のご審議をお願い致します。</p>
事 務 局	<p>次に、判断根拠の説明を事務局よりお願い致します。</p> <p>はい。それでは事務局より判断根拠をご説明致します。配布しています農地法第3条調査書の26ページをご覧ください。整理番号1番につきまして、調査書の農地法第3条第2項第1号から第6号までは事前に事務局の方で調査済みで、全て問題ありませんでした。</p> <p>また、第7号につきましては、ただ今、高橋委員より現地調査の結果報告がありましたが、地域との調和要件など問題無いとの事なので、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。</p> <p>次に整理番号2番につきまして、配布しています農地法第3条調査書の27ページをご覧ください。この案件は、空き家に附属した農地の取得案件となっており、調査書の農地法第3条第2項第1号から第6号までは、事前に事務局の方で調査済みで全て問題ありませんでした。</p> <p>また、第7号につきましては、ただ今、花畑委員より現地調査の結果報告がありましたが、5年以上継続して耕作する旨の誓約書や自治会組織に加入し、地域コミュニティ活動に協力するとの事であり、地域との調和要件など問題無いとの事なので、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。以上でございます。</p>
議 長	<p>ただ今、説明が終わりました。ここで審議をお願い致します。何かご意見、ご質問はございませんか。</p> <p>何かございませんか。</p>
委 員	<p>異議なし。</p>
議 長	<p>異議なしという事なので採決に入ります。承認される方は挙手をお願い致します。</p>
委 員	<p>(挙手)</p>
議 長	<p>ありがとうございます。全員一致でございますので、承認致します。</p> <p>続きまして、議案第10号 農用地利用集積計画の決定について提案致します。この案件は農地中間管理機構分です。それでは事務局より説明をお願い致します。</p>
事 務 局	<p>はい。それでは議案第10号 農用地利用集積計画の決定について、農地中間管理機構分を説明致します。議案書は13ページから21ページとなります。貸人と農地の所在については議案書に記載のとおりで、借人はすべて公益社団法人宮崎県農業振興公社です。</p> <p>契約内容につきましては、5年間、10年間の使用貸借権、賃借権となっています。この案件は農地中間管理機構である宮崎県農業振興公社に中間管理権を取得させ、取得後に公募した借り受け希望者に貸し付けを行う案件です。計画内容については農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上ご審議をお願い致します。</p>
議 長	<p>ただ今、説明が終わりました。ここで審議をお願い致します。何かご意見、ご質問</p>

	<p>はございませんか。</p> <p>何かございませんか。</p>
委員	異議なし。
議長	異議なしという事なので採決に入ります。承認される方は挙手をお願い致します。
委員	(挙手)
議長	<p>ありがとうございます。全員一致でございますので、承認致します。</p> <p>続きまして、議案第 11 号 農地法第 5 条の許可申請について提案致します。この案件は県に進達する分です。</p> <p>整理番号 1 番については取下げとなっておりますので、整理番号 2 番について、委員番号 19 番、佐藤純子委員より説明をお願い致します。</p>
佐藤委員	<p>委員番号 19 番の佐藤です、整理番号 2 番についてご説明致します。所在は、小峯町で、畑 1 筆の 79 m²です。譲渡人、譲受人共に小峰町在住の方です。</p> <p>8 月 25 日に、県の担当者、事務局、申請者代理の司法書士の方、黒田推進委員と私で現地調査を行いました。24 ページの 2 番の位置図をご覧ください。申請地の北側と西側は、宅地となっており、南側から東側にかけては内山谷川が流れているため、隣接する農地はありません。</p> <p>申請地は昭和 27 年から住宅敷地の一部となっていた様で、追認申請ということで、始末書も提出されています。特に問題は無いと思われますので、皆様のご審議をお願い致します。</p>
議長	次に「農地区分」について、事務局より説明をお願い致します。
事務局	<p>農地区分につきましてご説明致します。整理番号 2 番につきまして第 2 種農地となっております。第 2 種農地の転用につきましては、付近に第 3 種農地が無い場合など、原則許可となるため立地基準に問題ないと判断いたしました。</p> <p>道路法や建築基準法に基づく協議が行われ支障なしとの判断がなされております。また、佐藤委員からの説明にもありましたが、追認申請となっており、始末書も提出されており、これらの申請内容につきまして、営農上、周辺農地への影響は無いと判断し、転用の実行性及び資力、転用の計画内容につきましても妥当であり許可相当と判断致しました。以上、ご審議をお願い致します。</p>
議長	<p>ただ今、説明が終わりました。ここで審議をお願い致します。何かご意見、ご質問はございませんか。</p> <p>何かございませんか。</p>
委員	異議なし。
議長	<p>異議なしという事なので、この許可申請につきましては県に進達致します。</p> <p>続きまして、議案第 12 号 非農地証明願いについて提案致します。整理番号 1 番について、委員番号 14 番、松下康廣委員より説明をお願いします。</p>

<p>松下委員</p>	<p>委員番号 14 番の松下です。整理番号 1 番についてご説明させていただきます。所在は浦城町で、畑 1 筆の 204 m²です。申請人は埼玉県在住の方で、申請理由は 10 年以上耕作放棄されかつ将来的にも農地として使用することが困難な土地であるということです。</p> <p>8 月 18 日に、農地部より貫委員、甲斐（幸）推進委員とともに現地確認を行いました。申請地は 27 ページに位置図がございます。本日配布されております写真をご覧下さい。申請地の東側の山林が、太陽光発電施設として造成工事されております。今回の申請地はその隣接地ということで、農用地区域内の農地でも無く、農業生産性の高い土地という訳でもございません。</p> <p>現況としては雑木が生い茂り、20～30 年程は耕作されていない状態であると思われます。今後、農地として使用する事は困難であると考えられ、非農地として取り扱っても問題無いと判断しました。皆様のご審議をお願い致します。</p>
<p>議 長</p>	<p>次に、整理番号 2 番について、委員番号 18 番、原田博史委員より説明をお願いします。</p>
<p>原田委員</p>	<p>委員番号 18 番の原田です。整理番号 2 番について、ご説明致します。所在は、大峡町で、畑 1 筆の 264 m²です。申請人は大峡町在住の方で、申請理由は、農地法施行前から農地以外の土地であったためです。</p> <p>8 月 16 日に、久富推進委員、梅田推進委員で現地調査を行い、申請人から説明を受けました。申請地は、申請人の亡父が、5、6 年前までは宅地として使用されていた様です。地目が畑のままとなっていたことが判明したため、今回の申請となった様です。</p> <p>周囲に農地は無く、農地法施行前には農地以外であったことを証明する資料も添付されていますので、非農地として取り扱って問題無いと判断しました。皆様のご審議をお願い致します。</p>
<p>議 長</p>	<p>次に、整理番号 3 番について、委員番号 9 番、高橋正二委員より説明をお願いします。</p>
<p>高橋委員</p>	<p>委員番号 9 番、高橋です。整理番号 3 番についてご説明致します。所在は土々呂町で、畑 4 筆の合計 1,383.91 m²です。申請人は橿津町の法人で、申請理由は、10 年以上耕作放棄されかつ将来的にも農地として使用することが困難な土地であるということです。</p> <p>8 月 19 日に、申請人 2 名、甲斐（安）推進委員、高橋（利）推進委員と私で現地調査を行いました。現況は山林ということで雑木が茂っており、とても農地として使用する事が出来る状態ではありませんでした。非農地として取り扱って問題無いと判断したところです。皆様のご審議をお願い致します。</p>
<p>議 長</p>	<p>次に、整理番号 4 番について、委員番号 5 番、緒方武彦委員より説明をお願いします。</p>
<p>緒方委員</p>	<p>委員番号 5 番の緒方です。整理番号 4 番についてご説明致します。農地の所在は北方町で畑 2 筆の合計 515 m²です。申請人は大阪府の方と緑ヶ丘の方です。申請理由は、10 年以上耕作放棄されかつ将来的にも農地として使用することが困難な土地であるためです。</p> <p>8 月 13 日に私、甲斐（詳）推進委員、菊池委員と共に現地調査を行いました。28 ページの位置図を見て頂ければ分かるかと思いますが、山の斜面に位置しており、農</p>

	<p>道等も無く、農地に戻すことは不可能であると判断したところです。皆様のご審議をお願い致します。</p>
議 長	<p>次に、整理番号5番について、委員番号8番、大戸孝一委員より説明をお願いします。</p>
大戸委員	<p>委員番号8番の大戸です。整理番号5番についてご説明致します。所在は北浦町古江で、畑1筆の213㎡です。申請人は宮崎市の方で、農地法施行以前から農地以外であったため今回の申請となりました。</p> <p>8月24日に私、星川委員、松原推進委員で現地調査を行いました。本日配布しております写真を見て頂けたら分かると思いますが、周囲は全て宅地に囲まれており、申請地もずっと宅地であったとのことでした。非農地として取り扱って問題無いと判断しました。皆様のご審議を願ひ致します。</p>
議 長	<p>最後に、整理番号6番について、委員番号12番、星川千鶴代委員より説明をお願いします。</p>
星川委員	<p>委員番号12番の星川です。整理番号6番についてご説明します。所在は北浦町古江で畑1筆の152㎡です。申請人は北浦町三川内の方です。申請理由は10年以上耕作放棄されかつ将来的にも農地として使用することが困難な土地であるためです。</p> <p>8月23日に私、小野推進委員、大戸委員で現地調査を行いました。現況は本日配布されております写真のとおりです。現地は雑木や竹が生い茂り、農地として使用する事は困難であると判断しました。皆様のご審議をよろしく願ひ致します。</p>
議 長	<p>ただ今、各委員からの説明が終わりました。ここで審議をお願い致します。何かご意見、ご質問はございませんか。</p> <p>何かございませんか。</p>
委 員	<p>異議なし。</p>
議 長	<p>異議なしという事なので採決に入ります。承認される方は挙手をお願い致します。</p>
委 員	<p>(挙手)</p>
議 長	<p>ありがとうございます。全員一致でございますので、承認致します。</p> <p>以上で議案の審議は終了します。引き続き報告事項について事務局より願ひ致します。</p>
事 務 局	<p>それでは、事務局より報告事項についてご説明致します。報告第5号 農地法第5条の届出についてです。この報告は権利の移動を伴った農地転用です。議案書の31ページから32ページに記載されています。</p> <p>全部で9件の届出があり、田が2筆の750㎡、畑が9筆の2,405㎡、合計11筆の3,155㎡の転用となっております。</p> <p>次に、報告第6号 農地法第18条第6項の通知についてご説明致します。この報告は権利設定の合意解約分です。議案書の34ページに記載されています。</p> <p>2件の届出があり、田が2筆の1,455㎡、畑が1筆の1,527㎡、合計3筆の2,982㎡となっております。</p>

	<p>次に、報告第7号 農地法第3条の3第1項の届出についてご説明致します。この報告は相続により農地の権利を取得した届出です。議案書の36ページから37ページに記載されています。</p> <p>全部で3件の届出があり、田が9筆の7,653㎡、畑が7筆の3,507㎡、合計16筆の11,160㎡となっています。この届出の内容につきましては議案書に記載のとおりですが、現況が農地以外になっている土地につきましては、文書等で指導していきたいと考えております。</p> <p>最後に、報告第8号 農用地利用集積計画の変更について、農地中間管理機構分についてご説明致します。議案書は39ページから45ページに記載されております。</p> <p>この案件は須美江地区で昨年秋から新たな担い手として営農している法人が、農地中間管理権を設定済みの農地で、鳥獣害対策や区画の拡大などの基盤整備を行うために、農地中間管理事業の契約変更を行うものです。</p> <p>整理番号1番から5番までの畑5筆、12,095㎡は、令和元年11月の総会において承認されております。また、整理番号6番から21番の田25筆、18,992㎡は、令和2年1月の総会において承認されております。</p> <p>これらについて、中間管理機構による基盤整備が実施可能な要件として、事業申請から15年間の中間管理権が設定されていること。事業申請から5年間は賃料無償であることを満たすこととなっております。整理番号1番から5番までは終期の延長と、賃借料の5年間無償への変更が行われています。また、整理番号6番から21番については、借賃の振込み内容のみ変更しています。</p> <p>事務局からの報告は以上です。</p>
議 長	ただ今、事務局より報告がありましたが、報告内容について、ご質問はございませんか。
委 員	ありません。
議 長	それでは次に、協議第2号 農用地利用配分計画（案）について総合農政課より説明をお願いします。
総合農政課	<p>はい。協議第2号農用地利用配分計画（案）についてご説明致します。今回の案件は令和2年10月1日が権利設定の始期となる貸借案件です。議案書は47ページからとなりますが、52ページの末尾に記載のとおり、83筆、64,862㎡を14名、2法人へ貸付ける配分計画（案）となっています。</p> <p>説明は以上です。</p>
議 長	ただ今、説明がありましたが、説明内容についてご質問はございませんか。
委 員	ありません。
議 長	無いようですので、それでは次に、本日、追加提案されています協議第3号延岡市農業委員会に関する検討委員会の委員の選任についてです。こちらは、承認が必要となる協議案件でございます。それでは事務局より説明をお願いします。
事 務 局	<p>協議第3号 延岡市農業委員会に関する検討委員会の委員の選任について、ご説明させていただきます。</p> <p>延岡市農業委員会に関する検討委員会につきましては、本市農業委員会の諸課題に対応することを目的として、平成30年2月1日から設置されているものでございま</p>

<p>議 長</p> <p>委 員</p> <p>議 長</p> <p>委 員</p> <p>議 長</p>	<p>す。</p> <p>昨年度は本日の議案第9号所有権の移転についてにおいて提案されていました、空き家に附属した農地の別段面積取扱基準（案）の協議など、検討を行ったところでございます。</p> <p>今回、第24期農業委員及び農地利用最適化推進委員の改選に伴いまして、新たな検討委員を選任するものであり、設置規程第2条（構成）に基づき、資料に記載しています委員を検討委員の候補者として提案させて頂くものでございます。</p> <p>人選につきましては、これまでの農業委員及び農地利用最適化推進委員として経験豊富な委員や30代から50代の委員及び女性委員を登用し、活発な議論や様々な意見が反映され、より充実した農業委員会活動となるよう人選したところでございます。</p> <p>説明は以上となります。ご審議をよろしくお願い致します。</p> <p>ただ今、事務局より説明がありましたが、協議内容について、ご質問はございませんか。</p> <p>異議なし。</p> <p>質問も無いようですので採決に入ります。承認される方は挙手をお願い致します。</p> <p>（挙手）</p> <p>ありがとうございます。全員一致でございますので、承認致します。承認されました検討委員の皆様におきましては、今後、委員会活動の取組につきまして、協議、検討していくこととなりますので、ご協力をお願い致します。</p> <p>また、検討委員以外の方もご助言など頂きたいと思っておりますので、よろしくお願い致します。</p> <p>以上を持ちまして第2回 定例農業委員会のすべてを終了致します。</p>
--	---

以上、会議の顛末を記した記録に相違ないことを認めここに署名する。

会 長 甲 斐 壽 徳

3 番 松 田 宗 史

18 番 原 田 博 史